② 保険医療機関に係る基準

(イ) （略）

(ロ) 実施診療科において、ゴーシェ病の診療経験を有する医師が配置されていること。

(ハ～ル) （略）

(2) 保険医療機関が他の保険医療機関に対して検体の採取以外の業務を委託して実施する場合の当該保険医療機関の施設基準

① （略）

② 保険医療機関に係る基準

(イ) （略）

(ロ) 実施診療科において、ゴーシェ病の診療経験を有する医師が配置されていること。

(ハ～ト) （略）

(3) （略）

八 （削る）

九 （略）

十 内視鏡的胃局所切除術

イ （略）

ロ 施設基準

(1) （略）

(2) 保険医療機関に係る基準

①～③ （略）

④ 常勤の麻酔に従事する医師（麻酔科につき医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第六条の六第一項に規定する厚生労働大臣の許可を受けた者に限る。以下「麻酔科標榜医」という。）が配置されていること。

⑤～⑭ （略）

十一～二十七 （略）

第三 先進医療を適切に実施できる体制を整えているものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院又は診療所において実施する先進医療

（削る）

一 （略）

（削る）

（削る）

二 （略）

（削る）

（削る）

三～五 （略）

（削る）

② 保険医療機関に係る基準

(イ) （略）

(ロ) 実施診療科において、ゴーシェ病の診療経験を有する医師が一名以上配置されていること。

(ハ～ル) （略）

(2) 保険医療機関が他の保険医療機関に対して検体の採取以外の業務を委託して実施する場合の当該保険医療機関の施設基準

① （略）

② 保険医療機関に係る基準

(イ) （略）

(ロ) 実施診療科において、ゴーシェ病の診療経験を有する医師が一名以上配置されていること。

(ハ～ト) （略）

(3) （略）

九 （略）

十 削除

十一 削除

十二 （略）

十三 内視鏡的胃局所切除術

イ （略）

ロ 施設基準

(1) （略）

(2) 保険医療機関に係る基準

①～③ （略）

④ 常勤の麻酔に従事する医師（麻酔科につき医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第六条の六第一項に規定する厚生労働大臣の許可を受けた者に限る。以下「麻酔科標榜医」という。）が一名以上配置されていること。

⑤～⑭ （略）

十四～三十 （略）

第三 先進医療を適切に実施できる体制を整えているものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院又は診療所において実施する先進医療

一 削除

二 （略）

三 削除

四 削除

五 （略）

六 削除

七 削除

八～十 （略）

十一 削除